

モデル宿泊約款新旧対照表 (抄)

改 正	現 行
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 当ホテル(館)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等 (法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。) 又は一般に確立された慣習によるものとします。</p> <p>2. 当ホテル(館)が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 当ホテル(館)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。</p> <p>2. 当ホテル(館)が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。</p>

改 正	現 行
<p><u>(施設における感染防止対策への協力の求め)</u> <u>第4条の2</u> 当ホテル(館)は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。</p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>(宿泊契約締結の拒否)</p> <p>第5条 当ホテル(館)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。<u>ただし、本項は、当ホテル(館)が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。</u></p> <p>(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、<u>同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</u>、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</p> <p>ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が、<u>旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)</u>であるとき。</p> <p>(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)</p> <p>(8) <u>宿泊しようとする者が、当ホテル(館)に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。</u></p> <p>(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(10) 都道府県 条例第 条(第 号)の規定する場合に該当するとき。</p>	<p>(宿泊契約締結の拒否)</p> <p>第5条 当ホテル(館)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、<u>同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</u>、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</p> <p>ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が、<u>伝染病者であると明らかに認められるとき。</u></p> <p>(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(9) 都道府県 条例第 条(第 号)の規定する場合に該当するとき。</p>

改 正	現 行
<p><u>(宿泊契約締結の拒否の説明)</u> <u>第5条の2</u> 宿泊しようとする者は、当ホテル(館)に対し、当ホテル(館)が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。</p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>(当ホテル(館)の契約解除権)</p> <p>第7条 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。ただし、<u>本項は、当ホテル(館)が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。</u></p> <p>(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。 イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(4) 宿泊客が<u>特定感染症の患者等であるとき。</u></p> <p>(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(<u>宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。</u>)。</p> <p>(6) <u>宿泊客が、当ホテル(館)に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。</u></p> <p>(7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(8) 都道府県 条例第 条(第 号)の規定する場合に該当するとき。</p> <p>(9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。</p> <p>2. 当ホテル(館)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。</p>	<p>(当ホテル(館)の契約解除権)</p> <p>第7条 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。 イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(4) 宿泊客が<u>伝染病者であると明らかに認められるとき。</u></p> <p>(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(7) 都道府県 条例第 条(第 号)の規定する場合に該当するとき。</p> <p>(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。</p> <p>2. 当ホテル(館)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。</p>

改 正	現 行
<p><u>(宿泊契約解除の説明)</u> <u>第7条の2</u> 宿泊客は、当ホテル(館)に対し、当ホテル(館)が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。</p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>(宿泊の登録)</p> <p>第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテル(館)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先</p> <p>(2) <u>日本国内に住所を有しない外国人</u>にあつては、<u>国籍及び旅券番号</u> (削除)</p> <p>(3) その他当ホテル(館)が必要と認める事項</p> <p>2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。</p>	<p>(宿泊の登録)</p> <p>第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテル(館)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) 宿泊客の氏名、<u>年齢、性別、住所及び職業</u></p> <p>(2) <u>外国人</u>にあつては、<u>国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日</u></p> <p>(3) <u>出発日及び出発予定時刻</u></p> <p>(4) その他当ホテル(館)が必要と認める事項</p> <p>2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。</p>